

別表第3（第2条、第4条関係）

障がい区分	サービスの種類	支援金の基準額
入所・居住	施設入所支援 共同生活援助 短期入所（医療型を除く） ※施設入所支援及び共同生活援助と同一の事業所で行われる短期入所は、当該事業所サービスに含む。	定員1人あたり 5,000円
通所	生活介護 就労移行支援 就労継続支援B型 放課後等デイサービス	定員1人あたり 5,000円
相談	計画相談支援（障がい児相談支援含む） 就業・生活支援センター 地域活動支援センター	100,000円／事業所